

○平成十七年総務省告示第十九十四号（航空機に施設する無線設備の機器の型式検定合格の条件等を定める件）の一部を改正する告示案（新旧対照表）
 （傍線部は改正部分）

改正案			現行			
1 検定規則第2条の規定による合格の条件（航空機に施設する無線設備の機器の機械的及び電気的條件に限る。）			1 検定規則第2条の規定による合格の条件（航空機に施設する無線設備の機器の機械的及び電気的條件に限る。）			
機種	試験方法		機種	試験方法		条件
航空機に施設する両側波帯の電波を使用する無線電話（航空機用救命無線機を除く。）の機器（以下「航空機用両側波帯の機器」という。）	1 ~ 13 (略)	(略)	航空機に施設する両側波帯の電波を使用する無線電話（航空機用救命無線機を除く。）の機器（以下「航空機用両側波帯の機器」という。）	1 ~ 13 (略)	(略)	1・2 (略)
						カ 信号対雑音比、総合周波数特性並びに総合歪及び雑音
	14 (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

航空機 用気象 レー ダーの 機器	1 ~ 13 (略)	(略)	1・2 (略) (1) 送信装置 ア 指定周 波数帯の 幅	平成18年総務 省告示第57号 (船舶又は航空 機に設置する 無線航行のた めのレーダー 等の送信設備 に指定する周 波数及びその 指定周波数帯 を定める件)の 条件
			イ~エ (略) (2) ~ (4) (略)	(略) (略) (略)
	14 (略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 (略)

2・3 (略)

航空機 用気象 レー ダーの 機器	1 ~ 13 (略)	(略)	1・2 (略) (1) 送信装置 ア 指定周 波数帯の 幅	昭和63年郵 政省告示第 396号(航空 機に設置す る無線航行 のための レーダーの 指定周波数 帯を定める 件)の条件
			イ~エ (略) (2) ~ (4) (略)	(略) (略) (略)
	14 (略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 (略)

2・3 (略)